

不当条項規制(9条)(3)

宮下 修一 Miyashita Shuichi 中央大学法科大学院教授

博士(法学)。専門は民法・消費者法。消費者庁「消費者契約法の運用状況に関する検討会」委員等を歴任。



法9条2号の意味と要件

消費者契約法(以下、法)9条2号は、消費者が消費者契約に基づく金銭債務の全部または一部について支払期日までに支払わなかった(=支払いを遅延した)場合における損害賠償額の予定や違約金を定める条項に関して、これらの合算額が支払期日の翌日から実際の支払日までの期間の日数に応じ、支払期日に支払うべき額から既払金を控除した額(=未払額)に年14.6%を乗じて計算した額を超過したときは、その超過部分を無効にすると定めています。1号もそうですが、この2号は当事者間で損害賠償額の予定または違約金を予定することができるとした民法420条の特則です*1。

やや分かりにくい条文ですが、消費者庁の『逐条解説 消費者契約法』(以下、逐条解説)*2に分かりやすい例が紹介されていますので、それに基づき(ただし、少し例を変えて)具体的に考えてみることにしましょう。例えば、不動産賃貸業を営む事業者(貸借人)と消費者(借借人)との間で、賃貸マンションの一室につき、月額50,000円の家賃を毎月25日に支払う約定で賃貸借契約が締結されたのですが、その契約には、前記の日付を過ぎた場合には1カ月分の家賃に対し年30%の遅延損害金を支払うという条項があったとします。例えば、73日後

に支払った場合には、そのままと、家賃の滞納分に加えて、 $[50,000円 \times 30\% \times 73日 / 365日]$ (うるう年ではなかったとします) = 3,000円を遅延損害金として支払うことになります。ただ、この場合には法9条2号が適用され、年14.6%を超える部分、すなわち3,000円から $[50,000円 \times 14.6\% \times 73日 / 365日]$ 1,460円を引いた1,540円については無効となるので、借借人である消費者はその額を支払う必要はありませんし、支払った場合には不当利得であるとして返還を求めることができます*3。

この法9条2号は、次の4つの要件を満たす場合に適用されます。すなわち、①消費者契約であること、②支払うべき金銭の全部または一部の支払遅延(=金銭債務の履行遅滞による債務不履行)があった場合を対象としていること、③②の場合における損害賠償額の予定または違約金を定める条項であること、④③の損害賠償額の予定または違約金の合算額が、支払期日の翌日から実際の支払日までの日数に応じ、未払額に14.6%を乗じて計算した額を超過することの4つです。

このうち、①については本連載第2回で検討済みです。また、②にいう「金銭」には、売買契約における代金、役務提供契約における役務の対価、立替払契約における支払金等が含まれ

*1 現行民法420条は、2017年の民法改正で修正されたが、この点については、本連載第9回39ページを参照。

*2 消費者庁「逐条解説 消費者契約法」

http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/consumer_contract_act/annotations/

*3 なお、家賃の滞納が長期間にわたる場合には、民法上、当事者間の信頼関係が破壊されたことを理由に賃貸借契約自体が解除されることがある点に留意されたい。

るとされています。③・④については、若干の検討が必要なので、項目を改めて検討することにしましょう。

「延滞料」の性質

要件の③については、例えば「キセル乗車」のような不正乗車をした場合に割増料金の支払いを求める条項のように、金銭の支払遅延以外の事情を理由とする損害賠償額の予定または違約金に関する条項には法9条2号が適用されないことを明らかとしています（ただし、後に検討する法10条が適用される可能性はあります）。

『逐条解説』では、このほかにレンタルビデオ等の延滞料に関する条項（例えば、期限までに返却しない場合に1日当たり300円の支払いを求める条項）につき、「契約に定められた期間を超える期間における物品の貸借についての追加料金」として法9条2号には該当しないとされています。

しかし、筆者がレンタル業者の料金表を確認したところ、例えばDVDだと（残念ながら、ビデオテープはもとよりビデオデッキも、最近市場にはほとんど存在しません）、レンタル料自体は、一般的には新作ですと1泊2日か2泊3日で300～400円前後、7泊8日で400～700円前後、新作でなければ同じ日数で100～200円、7泊8日で100～300円前後というのが相場ようです。ところが、延滞料は、新作であるか否かを問わずに200～300円前後となっています。このようにレンタル料と延滞料の金額にはほとんど相関がないとすれば、延滞料を『逐条解説』がいうように「追加料金」とみるのはかなり難しいのではないのでしょうか。むしろ、一種の損害賠償額の予定または違約金であると考えたほうが実態には合っていると思います。実際、日本弁護士連合会の

『コンメンタル消費者契約法』（以下、コンメンタル）*4では、延滞料は「目的物の返還債務の不履行に伴う賃料相当損害金」と解されるとしています。

もっとも、レンタルビデオ等の延滞自体は、法9条2号が適用対象とする②「金銭」の「支払遅延」ではないので、いずれにしろ、同条文が適用されないというのはそのとおりです（ちなみに、契約を解除するわけではないので法9条1号も適用されません）。しかし、前述したように、その結果として徴収される延滞料が、実質は損害賠償額の予定または違約金であるとするならば、必要以上に高額な損害賠償をさせないために制定された法9条2号の趣旨*5を踏まえると、そのまま何もせずに看過することは許されないでしょう。

そこで『コンメンタル』では、延滞料については、事業者に不当な利得を得させないという法9条2号の趣旨を斟酌し、後に検討する法10条を適用して、レンタルビデオ等が他に貸し出しできなかったことによる平均的損害*6を超える部分は無効と考えるべきであるとしています。学説にも、延滞料については法9条1号・2号とまったく同様の問題を生じるとして、同条の類推適用か10条での対応を検討すべきであるとする見解もあります。確かに当面はそうに対応すべきですが、将来的には、法9条2号の適用対象を限定する②の要件を削除すべきであると説く見解も踏まえて、同号の改正をすることが望まれます。

14.6%の意味と妥当性

次に、法9条2号では、「14.6%」という数字が、条項を無効とするか否かの分水嶺ぶんすいりょうとされています。『逐条解説』によれば、これは消費者の損害賠償責任を事業者に生じる平均的損害の額にとどめるという趣旨であり、無効とすべ

*4 日本弁護士連合会消費者問題対策委員会編『コンメンタル消費者契約法（第2版増補版）』（商事法務、2015年）

*5 本連載第12回37ページを参照。

*6 『コンメンタル』では、ここでいう平均的損害とは、次の項目で紹介する『逐条解説』と同様に損害賠償額の上限であるとして、具体的にはビデオ等を「再調達するのに必要な購入価格」とする。しかしながら、中古のDVD等であれば商品の人気度次第で市場での再販売価格が高騰することもあり、これをベースにすると損害賠償額の上限が高額になることもあり得る。この点を考慮すれば、実際に設定されているレンタル料をベースにして、延滞料が損害賠償額の予定または違約金として適切な金額であるか否かを検討すべきであろう。



き限度は、一定の妥当な水準に制限するという目的、市場取引の実情、他の立法例等を踏まえて設定されるべきものであるとします。具体的には、退職労働者の労働者への未払賃金の遅延損害金の上限（賃金の支払の確保等に関する法律6条1項）や世間一般の相場（日歩4銭）に合わせて14.6%としたと説明しています（なお、この14.6%は単利であり、損害賠償額の予定が日・月等の単位で定められているときは年利に換算するとされています）。

もっとも、未払賃金に関する規定は、強い立場にある使用者（事業者）が弱い立場にある労働者に本来支払うべき労働の対価である賃金債務の支払いを遅延するケースを念頭に置いたものです。これに対して、法9条2号は、弱い立場にある消費者が強い立場にある事業者を支払うべき金銭債務の支払いを遅延するケースを念頭に置いたものです。前者は、事業者による賃金債務の支払遅延という事態の発生を防止するために遅延損害金が高めに設定されてもやむを得ないでしょうが、後者は、むしろ事業者が必要以上に高額な遅延損害金を得ることを防ぐことが目的なのですから、単にどちらも遅延損害金であるということだけで同様に扱うことは適切ではありません。むしろ、2006年の利息制限法等の改正によって金利規制が強化されたこと、また、2017年の民法改正で法定金利が5%から3%に引き下げられたうえで、さらに実勢金利を踏まえた変動金利制が採用されたことを考慮すれば（民法404条参照）、法9条2号に定める14.6%は事業者に生じる平均的損害の額としては高過ぎるように思われます。早期に改正をして、実勢金利を踏まえた適正な数字まで引き下げることが強く望まれるところです。

法9条2号と利息制限法4条との関係——法11条2項の意味

法9条2号は、金銭の支払遅延の場合における損害賠償額の予定や違約金の合算額が

14.6%を超える部分を無効とします。実は、利息制限法4条1項は、これと同様に、金銭消費貸借契約に基づく債務不履行による損害賠償額の予定（2項により違約金もそれとみなされます）につき、その額の元本に対する割合が同法1条に規定する利率^{*7}の1.46倍を超過する部分を無効としています。

法11条2項は、契約取消権や不当条項の無効に関して民法・商法以外のその他の法律に別段の定めがある場合にはそちらを優先的に適用すると定めています。消費者契約法は、消費者契約関連法の一般法であるという性格を有するため、個別の取引に関する特別法に同様の規定がある場合にはそちらを優先することにしました。そこで、金銭消費貸借契約に関する特別法である利息制限法4条が、法11条2項にいう「別段の定め」に当たるとして優先的に適用され、法9条2号が適用されないかどうか問題となるわけです。仮にそうなるとすれば、利息制限法4条のほうが法9条2号よりも遅延損害金の上限が高くなるので、無効とされる超過部分の範囲が狭くなるからです。

裁判例をみると、この点の立場は分かれています。札幌簡裁平成13年11月29日判決、『消費者法ニュース』60号211ページ（[1]判決〔要旨のみ掲載〕）は、貸金業者と消費者である借主との間で消費貸借契約に基づく残債務につき、元金を分割払いとし、遅延損害金を年26.28%とする和解契約につき、強行法規である法9条2号が適用されるとしました。また、東京高裁平成16年5月26日判決、『判例タイムズ』1153号275ページ（[2]判決）は、消費者である借主が銀行から借り入れた借入金について信用保証をした会社が、借主に代わって銀行に元金と利息の合算額（約191万円）を返済したうえで借主に対して前記金額の求償金と年18.25%の遅延損害金の支払いを求めたものです。裁判所は、求償権が元の貸金債務と実質的に同じであることから利息制限法の規

*7 利息制限法1条は、元本の額が10万円未満の場合には年20%（1号）、10万円以上100万円未満の場合には年18%（2号）、100万円以上の場合には15%（3号）により計算した金額を超過する部分の利息を無効とすると定める。

定が適用されるという信用保証会社の主張を、保証委託契約に基づく求償金元金と約定遅延損害金請求権の法律的性質に根ざさないものであるとして否定し、法9条2号を適用しました。

これに対して、東京地裁平成17年3月15日判決、『判例時報』1913号91ページ（[3]判決）と東京高裁平成23年12月26日判決、『判例時報』2142号31ページ（[4]判決）^{*8}は、いずれも損害賠償額の予定の定めにつき、法9条2号の適用を認めず、利息制限法4条1項を適用するものとししました。[3]判決は、貸金業者が借主である消費者に対して、カードキャッシング契約に基づき貸金の返還を求めたところ、貸金業者が債務整理の交渉において損害賠償額の予定を年18%とする提案をしたことが不法行為に当たるか否かが争われたものです。裁判所は、貸金業者と借主の交渉は「金銭を目的とする消費貸借上の債務の不履行による賠償額の予定」についての示談交渉であると述べて、利息制限法4条1項が優先して適用されることを理由に、借主の主張を否定しました。[4]判決は、貸金業者と消費者である借主との間で締結された金銭消費貸借契約における残債務につき、その返済に関する和解契約を締結した際に定めた年21.9%の割合による遅延損害金の支払義務を課す条項の有効性が争われたものです。裁判所は、和解契約は、利息制限法の適用がある貸金契約上の貸金債務について保証した保証契約に関して、その債務の額を利息制限法の制限利率内で確認するとともに、その弁済方法および条件付一部債務免除等を定めたものであり、消費貸借上の債務と取扱いを異にして利息制限法上の制限利率の適用を排除すべき実質的な理由はないとして、和解契約は貸金契約や保証契約とは別に創設的に規定されたものであって利息制限法の適用対象ではなく法9条2号が適用されるとした原審判決の論理を否定しました^{*9}。

以上でみてきたように、[2]判決は、消費

貸借契約と同時に締結された信用保証契約に基づく求償権に関するものであり、[1]判決は消費貸借契約における、[4]判決は消費貸借契約と同時に締結された保証契約における、それぞれ残債務の和解契約に関するものです（[3]判決は、和解契約の締結には至りませんでした。その交渉過程における提案に関するものですから、大きくとらえれば[1]・[4]判決と同様に和解契約にかかわるものであるといえるでしょう）。これらの各契約は形式だけ見れば確かに消費貸借契約とは別の契約ではあるのですが、その関連性について単純にそれだけで割り切ることは難しいところです。

ただ、利息制限法4条は、同法1条にいうように「金銭を目的とする消費貸借における利息の契約」に関するものですから、その利息を含む債務に関する通常の保証契約には適用されることにはなるでしょう。しかし、そうした通常の保証契約とは異なり、いわば業として行うがゆえに保証料等を徴収し、かつ、求償権が発生することを前提としてそれに遅延損害金を付すという信用保証契約、あるいは金銭消費貸借契約に基づき発生した債務のうちの残債務について、同契約あるいはその通常の保証契約を前提として新たな債務を負担することを目的として締結された和解契約は、利息制限法が直接の適用対象とする契約とは「似て非なるもの」というべきでしょう。そうであるとすれば、これらの契約には利息制限法4条ではなく、法9条2号を適用すべきです。

もっとも、法9条2号も利息制限法4条も、いずれも当事者間の格差を考慮して弱い立場にある者の保護を図る規定なのですから、そもそも相互に齟齬があるかたちで規定が設けられていること自体が問題です。将来的には、両者の規定をその趣旨を踏まえて9条2号に合わせるかたちで改正することも検討すべきでしょう。

^{*8} [3]判決は、高等裁判所の判決であるが、簡易裁判所から争われたものであるため、上告審判決である。

^{*9} もっとも、[4]判決では、貸金業者は上告せず、借主のみが上告したため、上告人に有利な結論を下した原審判決をそれに不利なかたちには変更できないとして、原審判決の結論自体は維持している。